

# 社会保険

職場から、県民一人ひとりの安心・健康な暮らしを

# ふくひ 8・9 2024 月号

令和5年度 事業実施報告および決算関係報告

令和6年度「業務改善助成金」について

令和5年度「被扶養者資格の再確認」

従業員が退職した時の手続き

シリーズ 年金に関するオンラインサービス Vol.3

社会保険協会費の納入は口座振替が便利です！

新発見！再発見！  
*Discover*  
ふくい

「美しいふるさと福井」の風景を表紙で紹介。観光地はもちろん、何気ない場所でも、実は“福井らしい魅力”があることに改めて気付いてもらえるような一枚を毎月お届けします。

撮影地などの詳細は裏表紙へ！

職場内で  
回覧しましょう

## 就任のご挨拶



福井県社会保険協会  
会長

**田村 毅**

残暑の候、事業主の皆様方には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。さて、このたび、稲山前会長の後任として、当協会会長に就任いたしました。当協会は、健康保険・公的年金制度、労働・雇用保険制度を周知するための広報活動をはじめ、社会保険関係制度に関する事務講習会の開催、各種福利厚生事業など、被保険者とそのご家族の生活に密着した事業を行っております。

今般、全世代型社会保障構築会議により全世代型の持続可能な社会保障制度の構築が検討されているなか、これまで以上に社会保険関係制度の担う役割が重要になっており、微力ではございますが、社会保険協会事業の円滑な運営と発展のために、事業主の皆様をはじめ関係各位のご支援をいただきながら、この重責を果たしてまいりたいと存じます。

ここに、前会長同様にご指導を賜りますようお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

## 退任のご挨拶



前会長

**稲山 幹夫**

残暑厳しき折、事業主の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会の事業の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび6月13日付をもちまして一般財団法人福井県社会保険協会会長の職を退任いたしました。

就任当時より顧みますと、本格的な少子高齢化社会・人口減少社会を迎え、社会保険を取り巻く環境が益々厳しくなってきたように感じます。

そして、能登半島地震や新型コロナウイルス感染症の未曾有の災害、ロシアによるウクライナ侵略、緊迫化する中東情勢などさまざまな出来事により私たちの生活に直接影響が及ぶ深刻な状況も続いています。

一方では、ロサンゼルス・ドジャースの大谷翔平選手、石川県出身のあの里泰輝関、パリオリンピック競技に出場した選手たちの全力で挑む姿勢に日本中が勇気づけられました。

当協会是一般財団法人として12年が経過し、その中で無事に責務を果たすことができましたことは一重に皆様のご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

おわりに、皆様の益々のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。



# 令和5年度 事業実施報告および決算関係報告

会員事業主の皆様には、日頃より福井県社会保険協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和6年5月23日に通常理事会、令和6年6月13日に定時評議員会を開催し、令和5年度の実業実施報告並びに収入支出決算関係報告をいたしました。いずれも原案どおりに承認されましたのでご報告いたします。

主な報告内容は以下のとおりです。

## I 令和5年度事業報告

### 1 広報活動事業

年6回、偶数月の15日に広報紙「社会保険ふくい」を発行し、会員事業所に社会保険関係制度にかかる情報提供を行いました。

- ①年金に関するテーマをシリーズ化しながらわかりやすく解説しました
- ②年6回すべての号に労働保険・雇用保険関係情報を掲載しました
- ③ホームページとの連携

広報紙とホームページの連携や新着情報欄を活用し、随時協会事業を発信しました。また、ホームページ上で広報紙のバックナンバー掲載を継続しました



### 2 制度普及啓発事業

- ①制度啓発および諸届作成時の参考図書として「社会保険の事務手続」((株)社会保険研究所)および「ライフステージにおける社会保険・労働保険」((一社)全国社会保険協会連合会)を選定し送付しました。
- ②県内各会場において、6月に「社会保険事務講習会」、11月に「ねんきんシニアライフセミナー」を開催しました。

### 3 健康づくり啓発事業

希望する事業所に、医師・薬剤師、健康づくり各分野の専門家を派遣して、健康づくり講習会を開催しました。

### 4 福利厚生事業

協会が契約している優待施設の利用会員証や、年間または夏季・冬季に限定でご利用いただける施設利用補助券を発行しました。



## II 令和5年度決算報告

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

### ● 経常増減の部

(単位:円)

経常収益	受取会費	36,554,510
	雑収益	37,769
	受取利息	756
	経常収益計	36,593,035
経常費用	事業費	19,683,125
	管理費	18,007,763
	経常費用計	37,690,888
当期経常増減額		△1,097,853

### ● 経常外増減の部

(単位:円)

経常外収益	0
経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△1,097,853
一般正味財産期首残高	48,067,781
一般正味財産期末残高	46,969,928

※詳しくは当協会のホームページをご覧ください。

生産性を上げて、最低賃金を引き上げ!

# 設備投資をお考えの事業主の皆様! 令和6年度「業務改善助成金」



## 概要

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です(同一事業場の申請は年1回まで)。

### 【設備投資等とは?】

機器・設備などの導入、経営コンサルティングなど

物価高騰等要件※1に該当する場合、助成対象経費の拡充が受けられます。パソコン、スマホ、タブレットの新規購入および乗車定員7人以上または車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。

※1 物価高騰等要件:原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月における売上高総利益率または売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者をいいます。

## 福井県内での活用事例

- 受注接客販売をDX化(食品製造業)
- 勤怠管理システムの導入(サービス業)
- POSレジシステムの導入(サービス業)
- セルフオーダーシステムの導入(飲食業)
- 食器洗浄機の導入(飲食業)
- セルフ決済システムの導入(宿泊業)
- フォークリフトの導入(建設業)
- 顧客管理情報のシステム化(建設業)

- リフト付き特殊車両の導入(医療・福祉業)
- 専門家による業務フローの見直し(小売業)
- 除雪機を導入(製造業)



設備投資にはさまざまな形があります。



## 今すぐご確認ください!

下記の6つすべてにチェックが入る場合、助成金の対象になるかもしれません!  
※すでに実施されている場合は対象になりません。

### 対象になる事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること。  
**福井県の場合は981円以下(令和5年10月1日から)**
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

### 支給の要件

- 賃金引上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

### 令和5年度からの主な変更点

- 特例事業者に関する要件のうち、**生産量要件が終了**しました。
- **賃金引上げ後の申請は、令和6年1月31日までの申請をもって終了**しました。

## 手続きの流れ

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。  
【申請期限】令和6年12月27日(労働局必着) 【事業完了の期限】令和7年1月31日

申請書・事業実施計画等を福井労働局へ提出

審査

交付決定

事業実施(設備投資・賃金引き上げ)

事業実施結果報告

審査

支給

区分	賃金を引き上げる労働者数・助成上限額 ※下段は事業場規模30人未満の事業者のみ対象				
	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上※
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

※10人以上の上限額区分は、申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者または物価高騰等要件に該当する事業者が選択できます。

### 助成率※( )内は生産性要件※2を満たした場合

#### 申請事業場の事業場内最低賃金が

**931円以上950円未満 → 4/5 (9/10)**

**950円以上981円以下 → 3/4 (4/5)**

※2 生産性要件:「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、「生産性要件を満たした場合」とは、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合をいいます。

申請様式など詳しくはコチラ!



#### 【お問い合わせ先】

業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440

#### 【申請先】

福井労働局 雇用環境・均等室  
福井市春山1-1-54

☎0776-22-0221

#### 【賃金引上げに向けたワンストップ無料相談窓口】

ふくい働き方改革推進支援センター

福井市西木田2-8-1

☎0120-14-4864

お問い合わせ



福井労働局 雇用環境・均等室 ☎0776(22)0221

福井労働局

検索

事業主・加入者の皆様へ

# 令和5年度「被扶養者資格の再確認」の実施結果について



協会けんぽでは、健康保険法施行規則に基づき、健康保険の被扶養者として認定されている方が現在もその資格を満たしているかを確認するため、毎年被扶養者資格の再確認を実施しています。

事業主様ならびに加入者の皆様には、ご多用の中「被扶養者状況リスト」等の確認・提出にご協力をいただき誠にありがとうございました。

令和5年度の実施結果については下記のとおりです。

## 令和5年度の実績(全国計)

再確認の結果  
被扶養者から  
削除となった人

**71,350人**

被扶養者の削除により

見込まれる

拠出金(前期高齢者納付金)の **約10億円**  
負担軽減額

## 被扶養者資格の再確認が 保険料の軽減につながるのなぜ?

高齢者医療への拠出金には、税金、本人負担によるほか、協会けんぽを含む各医療保険者からの拠出金等(加入者の皆様が納められた保険料)が充てられています。

この、各医療保険者からの拠出金を算定する際、本来、協会けんぽの被扶養者に該当しない方が被扶養者異動届(扶養解除)の届出をせずそのままとしていた場合、その被扶養者の分についても拠出金等の額に反映され、協会けんぽが負担する拠出金等の額が左記のように過大に算定されてしまい、ひいては加入者皆様の保険料負担に影響してくることになりかねません。

そのため、被扶養者資格の再確認は、加入者皆様の保険料負担を適正に保つための大変重要な業務となっています。

## 「被扶養者資格の再確認」の結果で 多かった事由は…?

被扶養者自らが就職して、健康保険の被保険者になったにもかかわらず、被扶養者として届け出た当時の被保険者の事業所を通じて、被扶養者(異動)届(扶養からの削除)を年金事務所へ提出していないケースが非常に多く見受けられました。



被扶養者が就職して被保険者になった場合、被扶養者時の保険証は使用できないため、回収しなければなりません。「健康保険被扶養者(異動)届」と一緒に保険証の提出をお願いします!

## ●届出はその都度必要です!

被扶養者となっているご家族が、就職により健康保険の被保険者になる場合や、被扶養者のまま一定の収入基準を超える場合など、被扶養者の条件に該当しなくなった時は、その都度「健康保険被扶養者(異動)届」の提出が必要となります。

※提出先は日本年金機構となります。

日本年金機構 被扶養者異動届

検索



## 令和6年度「被扶養者資格の再確認」について

令和6年10月から11月にかけて、協会けんぽより「被扶養者状況リスト」を含めた資料を対象事業所の事業主様に順次お送りします。

ご協力よろしくお願いたします!





## 退職者などの手続きは5日以内に届出を! (厚生年金保険・健康保険の資格喪失)

厚生年金保険・健康保険に加入している従業員が退職した場合など、事業主は事実発生から5日以内に「被保険者資格喪失届」を届け出なければなりません。

届出が遅延すると、毎月の社会保険料が正しく計算されなくなるため、速やかな手続きをお願いします。

資格喪失手続きに関するポイントについていくつかご紹介します。

どうして保険料が合わないんだろう?

### 【届出が必要な主なケース】

- ・退職
- ・死亡
- ・雇用形態の変更により被保険者に該当しなくなった
- ・事業所の廃止



### 手続きのポイント1

資格喪失日と保険料

「資格喪失日」とは退職した日の翌日です!

退職した日の翌日が、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格を喪失する日となります。また、保険料は、資格喪失日が属する月の前月分まで納める必要があります。

例えば「8月30日が退職日」の場合は、その翌日の8月31日が資格喪失日となりますので、納めなければならない保険料は7月分までとなります。

「8月31日が退職日」の場合は、その翌日の9月1日が資格喪失日となりますので、納めなければならない保険料は8月分までとなります。

退職日	資格喪失日	納付保険料
8月30日	8月31日	7月分まで
8月31日	9月1日	8月分まで

- 退職した日の翌日が資格喪失日
- 保険料は資格喪失日が属する月の前月分まで納める必要がある

日割り計算はしません!



### 手続きのポイント2

同一月内の資格取得と資格喪失

厚生年金保険と健康保険の保険料負担は?

資格取得した月に資格喪失した場合は、資格取得した月分の保険料が発生します。

ただし、さらにその月内に、厚生年金保険または国民年金の資格を再度取得した場合は、先に取得・喪失した事業所(以下の事例ではA社)の厚生年金保険料は還付されます。

同一月の取得と喪失	A社		B社
	資格取得	資格喪失	資格取得
被保険者資格	8月1日	8月21日	8月21日
厚生年金保険	(8月分) 保険料負担なし*		(8月分) 保険料負担あり
健康保険	(8月分) 保険料負担あり		(8月分) 保険料負担あり

\*それぞれの処理が完了したところで、A社あてに保険料に関するお知らせを通知いたします。



### 手続きのポイント3

退職後の継続再雇用

60歳以上の方はすべて対象です!

「継続再雇用」とは、一日も空くことなく同じ会社に再雇用されることをいいます。

60歳以上の方が退職し、一日の空白もなく引き続き再雇用されたときは、「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時に提出していただくことにより、再雇用された月から再雇用後の給与に応じた標準報酬月額が決定されます。

その際、右のいずれかの書類を添付のうえ提出してください。

### 【添付書類】

- ①就業規則や退職辞令の写しなどの退職したことがわかる書類および継続して再雇用されたことが客観的に判断できる書類(雇用契約、労働条件通知書などの写し)
- ②退職した日、再雇用された日が記載されている事業主の証明書

保険料は再雇用の月から見直せます!



### 手続きのポイント4

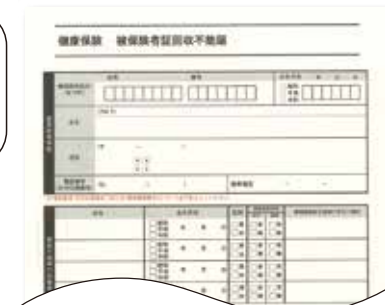
保険証の回収・返納

保険証(健康保険被保険者証)は確実に回収し、資格喪失届と合わせて提出しましょう!

「被保険者資格喪失届」を提出の際は、保険証(被扶養者分も含む)を添付してください。高齢者受給者証や限度額認定証などが交付されている場合は、合わせて返納してください。



保険証が添付できない時は、「健康保険被保険者証回収不能届」の添付をお願いします!



詳細はこちらから!



### 手続きのポイント5

脱退一時金について

外国籍の方は帰国後に請求を!

日本国籍を有しない方が厚生年金保険の被保険者資格を喪失して日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に「脱退手当金」を請求することができます。

「脱退一時金」の詳細はこちら!



企業としても、外国人を雇用する際に必要な知識です!



### 【支給要件】

- ・日本国籍を有していない
- ・公的年金制度(厚生年金保険または国民年金)の被保険者ではない
- ・厚生年金保険(または国民年金保険料納付済期間)が6カ月以上ある
- ・老齢年金の受給資格期間(10年間)を満たしていない
- ・障害厚生年金(障害手当金を含む)などの年金を受ける権利を有したことがない
- ・日本国内に住所を有していない
- ・最後に公的年金制度の被保険者資格を喪失した日から2年以上経過していない

## シリーズ ~年金に関するオンラインサービス~

「ねんきんネット」でできる各種手続きや「オンライン事業所年金情報サービス」の内容についてお伝えします。

### Vol.3 国民年金編

マイナポータルからスマホで国民年金手続の電子申請ができます!

#### スマホで電子申請3つのメリット!

- ①マイナポータルを通じて、学生納付特例や保険料免除申請のほか、国民年金加入の届出など、24時間いつでもどこでも手続きが可能です。
- ②スマホで処理状況や申請結果が確認できます。
- ③紙による申請よりも審査がスピーディ。申請結果を早く受け取れます。



「ねんきんネット」と「マイナポータル」をつなげる手続きはカンタン! 詳しくは「ねんきんネット」で検索してください!



#### 自宅にしながらスマホで納付!

- 納付書とスマホがあれば、決済アプリを利用して、電子決済による国民年金保険料納付が可能です。 ※バーコードが印字されない納付書(30万円を超える金額の納付書や延滞金納付書)はスマホ決済ができません。



#### マイナンバーカードをお持ちの方はペーパーレス!

- 「ねんきんネット」と「マイナポータル」を連携させ、ペーパーレス化の設定をすることで、「ねんきん定期便」や社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、年金受給者の「公的年金等の源泉徴収票」などを電子データで受け取れます。
- 受け取った電子データは「e-Tax」を利用した確定申告にも利用できるため、スムーズな申告が可能です。

思った以上にカンタンでした!



新発見! 再発見!  
*Discover*  
ふい

撮影/kazushi.ssさん

8月の朝7時頃に撮影した平泉寺白山神社の参道です。杉の大木からこぼれる光芒が見せる早朝ならではの光景は、息を飲むような美しさです。(2023年8月20日撮影)

表紙の場所は…  
平泉寺白山神社(勝山市)  
福井県観光連盟主催  
Instagramフォトコンテストより  
福井県観光連盟  
公式Instagram



## 社会保険協会費納入のご案内

# 社会保険協会費納入には口座振替が便利です!

令和6年度より、協会年会費の納入方法として「コンビニ収納サービス」を導入いたしました。銀行窓口利用時の振込手数料負担軽減を図るための対応であり、会員事業主の皆様には引き続きコンビニエンスに赴いていただき納入手続きをお願いしているところです。

福井県社会保険協会では、年会費の納入方法として口座振替を推奨しています。

口座振替をご検討いただけます事業主様はご連絡をお願いいたします。ご依頼に基づき「口座振替依頼書」を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。



### 口座振替のメリット

- 金融機関やコンビニエンス窓口での手間が省けます。
- 払込通知書兼領収書の紛失が防げます。
- 毎年4月27日(休日の場合は翌営業日)に確実に引き落としいたします。
- 通帳に「社会保険協会費」と記録いたします。
- また、協会が負担する手数料も軽減されることにつながります。



カンタンな手続きで  
メリットがいっぱいです。  
ご検討ください!



### 手続き方法と手順

- ① 当協会までお電話ください。  
(電話:0776-53-8016)
- ② お送りします「口座振替依頼書」の記載と金融機関お届け印を押印願います。
- ③ 返信用封筒に切手を貼り、記入した依頼書の1枚目と2枚目を封入し、協会まで送付してください。

銀行窓口での  
手続きは不要です!



## INFORMATION

### 年金事務所相談のご案内(8~10月)

予約受付専用電話へ

時間/8:30~17:15

※月曜(休日の場合は週初めの平日)  
は19:00まで

※第2土曜は9:30~16:00

休み/土・日曜、祝日

※第2土曜は休日相談日

### 出張相談所も実施中

右の日時で開催します。  
ご利用の際は事前に  
年金事務所へお電話し  
予約受付をしてください。

(注)12:00~13:00は休憩時間と  
させていただきます。

勝山市民会館	9月12日(木) 10月10日(木)	10:00~15:30 10:00~15:30
大野商工会議所	8月22日(木) 9月26日(木) 10月24日(木)	10:00~15:30 10:00~15:30 10:00~15:30
小浜市文化会館4階 (小浜市役所横)	8月22日(木) 9月12日(木)・26日(木) 10月10日(木)・24日(木)	10:00~15:00 10:00~15:00 10:00~15:00

年金相談の予約をご利用ください!

(受付時間)月~金(平日)8:30~17:15

予約受付  
専用電話

0570-05-4890

福井年金事務所 ☎0776(23)4518(自動音声案内)  
武生年金事務所 ☎0778(23)1126(自動音声案内)  
敦賀年金事務所 ☎0770(23)9904(自動音声案内)